

兵庫県立病院看護師修学資金【返還免除型】被貸与者募集に係るQ&A

| 分類 | No. | 質問・回答 | 備考 |
|------|---|---|--|
| 申請関係 | Q1 | 修学資金は何年次から貸与を受けることができますか。 | |
| | A1 | 看護師養成施設への入学初年度に限らず、2年、3年次、最終学年次からでも受けることができます。 | |
| | Q2 | すでに他機関から修学資金（奨学金）を受けていますが、申込むことができますか。 | |
| | A2 | はい。 ただし、貸与を受けている機関に属する病院での勤務が条件となっている場合は併用できません。 | |
| | Q3 | 連帯保証人の2名が同居していてもよいですか。 | |
| | A3 | はい。 特に証明書類の提出は不要ですが、それぞれが独立した生計を営んでいる必要があります。 | |
| | Q4 | 身体検査書の提出が必要ですが、どこの病院で受診しても構いませんか。 | |
| | A4 | はい。 身体検査書に記載の検査項目の診断が可能か事前に病院へお問い合わせの上、受診してください。（病院局から受診可能な病院の案内はしません） | |
| 制度関係 | Q5 | 配属先の選択についてもう少し詳しく教えてください | |
| | A5 | 修学資金貸与の目的から、地域偏在により人材確保が困難な病院に配属されることになります。 具体的には <u>丹波医療センター・淡路医療センター</u> への配属となることを想定しております。 | 県立丹波医療センターHP 県立淡路医療センターHP |
| | Q6 | 修学資金を貸与された場合でも、採用試験を受けなければなりませんか。 | |
| | A6 | はい。 卒業年度に実施される 兵庫県職員[看護師等]採用試験 を受験し合格していただく必要があります。 採用試験の案内は行いませんので、必ずご自身で試験日程等をご確認ください。 | 兵庫県立病院看護師・助産師募集ポータルページ |
| | Q7 | 採用試験に合格しなかった場合はどうなりますか。 | |
| | A7 | 卒業年度及び、その翌年度に実施されるすべての採用試験が終了し合格しなかった場合は、修学資金を返還していただく必要があります。 当該年度に実施される採用試験には何度受験していただいても構いません。 | |
| | Q8 | 看護師国家試験に合格しなかった場合はどうなりますか。 | |
| | A8 | 次年度の看護師国家試験の受験意思及び指定県立病院での勤務の意思を有している場合、返還を1年間猶予することができます。 ただし、翌年度の採用試験を再度受験する必要がありますのでご注意ください。 | |
| | Q9 | 勤務後、修学資金貸与額全額が返還免除されるまでに退職した場合は、どうなりますか。 | |
| A9 | 貸与された修学資金の総額と、指定県立病院での勤務により免除された金額との差額を返還していただきます。 なお、返還期限は、退職日の属する月の翌月から3ヶ月以内となります。 | | |

| | | | |
|------|-----|--|--|
| 貸与関係 | Q10 | 新しく貸与を受けた場合、最初の振込みはいつになりますか。 | |
| | A10 | 5月に貸与者選考を行い、6月に貸与決定通知を行うため、7月に4～7月分（4ヶ月分）をまとめて貸与します。 | |
| | Q11 | 月額10万円の資金貸与が受けられる対象と返還免除について教えてください。 | |
| | A11 | 月額10万円の資金貸与は、最終学年次に新規で貸与が決定した人が対象となります。したがって、1年、2年次から既に貸与を受けている人は、最終学年になっても、月額は5万円のままで。月額10万円の貸与の人は、2年間勤務した場合に返還免除となります。 | |
| | Q12 | 修学資金貸与を受け、在学中に留年、休学等になる場合どのようなようになりますか。 | |
| | A12 | 正当な理由なく留年、停学、休学等の事実が発生した場合には、修学資金貸与の目的が達成できないと判断し、貸与を取り消し、修学資金を速やかに返還していただくこととなります。 | |
| | Q13 | 専門学校から大学への編入や、助産師免許取得のために進学をしたい場合は、修学資金の貸与を引き続き受けることができますか。 | |
| | A13 | いいえ。 申請した際の養成施設を卒業するまでが貸与期間となるため、新たな貸与を受ける必要があり、改めて修学資金貸与の選考試験を受けていただく必要があります。（病院局管理課職員班まで事前にご相談ください） | |
| 返還関係 | Q14 | やむなく貸与を辞退することになったのですが、収入がないので直ちに返還することができません。 | |
| | A14 | 原則として、貸与取消となった日の属する翌月から3ヶ月以内に一括返還していただく必要があります。 速やかに返還ができない場合は、連帯保証人にその責を負っていただきます。 | |
| その他 | Q15 | 修学資金被貸与者向けの研修とはどのような研修ですか。 | |
| | A15 | 被貸与者向け研修（キャリアサポート研修）を毎年8月頃に実施しています。 看護師の役割やキャリア形成を学習するほか、県立病院の見学を行います。（詳しくは、貸与決定後お知らせします） | |
| | Q16 | 修学資金貸与試験に不合格になった場合、翌年に再度貸与を申請することはできますか。 | |
| | A16 | はい。 年に1度募集していますので、何度ご応募いただいても構いません。 | |
| | Q17 | 修学資金貸与試験に不合格になった場合、採用試験に影響はありますか。 | |
| | A17 | いいえ。 修学資金制度と採用試験は異なりますので、採用試験に影響が及ぶことはありません。 | |